

妙高市産前・産後応援成事業のご案内

1. 助成対象の支援サービス内容

「NPO法人ゆめきゃんぱす」及び「上越助産師会」が行う下記の内容

(1) 産前・産後ヘルパーサービス	① 家事援助	食事の準備や片づけ、衣類の洗濯、居室等の掃除、生活必需品の買い物等
	② 育児援助	授乳、おむつ交換、沐浴介助、兄弟の世話等
(2) 産後ケア	助産師による育児支援・指導	沐浴、乳房手当、保健指導等

2. 対象者

妙高市に住所を有し、次のいずれかに該当する妊産婦

(1) 産前・産後ヘルパーサービス

- ① 妊娠中又は産後16週以内にある者で、体調不良等のため家事又は育児が困難であり、同居の親族等から家事又は育児の援助が受けられないもの
- ② 多胎による妊娠中又は多胎児出産後1年以内にあるもの

(2) 産後ケア

産後1年以内にあるもので心身の不調又は強い育児不安があるもの

(3) その他市長が必要と認めるもの



3. 助成回数と助成金

2の(1): 1回(1時間)あたり580円

2の(2): 1回~5回まで 3,500円/回

6回~10回まで 1,500円/回

非課税世帯 5,000円/回

を助成。(差額は自己負担となります)

※1回の妊娠につき **10回を上限**

(産前・産後ヘルパーサービスについては、多胎の場合は子ども1人につき10回)

4. 助成申請手続き

★助成を受けるには、**事前に申請が必要**です ※電子での申請もご利用いただけます。支援サービスを利用する前に次の書類を提出して下さい。

- ・妙高市産前・産後応援成申請書(市役所または支所窓口にあります)
- ・母子健康手帳

★申請の受理後、その場で決定通知書と利用券を交付します。

★非課税世帯の場合は、別途「妙高市産後ケア利用料金減免申請書」の提出が必要です。

交付された利用券は、サービス利用日にサービス提供者へ提出して下さい。



《申請・問い合わせ先》

妙高市役所 健康保険課内：こども家庭センター
電話 0255-74-0065 (直通)